

## 「平成 16 年度国民経済計算確報及び平成 12 年基準改定作業結果」 利用上の注意について

平成 17 年 11 月 24 日  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

「平成 16 年度国民経済計算確報及び平成 12 年基準改定作業結果」については、本年 12 月以降、段階的に公表する予定であるが、これらの計数を利用するに当たっては、以下の点に注意されたい。

1. 国民経済計算は、最新年（度）の数値を「確報」として公表するとともに、前年から新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、更に 1 年遡って再推計を行い、「確々報」として公表している。「平成 16 年度国民経済計算」については、平成 16 年（度）計数（確報値）及び平成 15 年（度）計数（確々報値）の推計を行う。

通常年次推計作業に加え、平成 12 年を対象年次とする「産業連関表」、「国勢調査」など、国民経済計算推計上の基幹的統計が整備されたのを機に、今回、基準となる平成 12 年の名目値を新たに推計し、これを基に平成 8 年以降について再推計を行う（注 1、2）。

（注 1）支出系列については、平成 6 年、7 年も含めて再推計を行う。従って平成 8 年から再推計を行う生産系列等との間の整合性に留意が必要。

（注 2）基本単位デフレーター（GDP デフレーター等のベースとなる約 400 品目別の個別デフレーター）を推計する際の統合ウェイトについては、基準年（平成 12 年）以降は平成 12 年基準に移行されるが、基準年以前については次回の年次推計作業において移行する予定。

2. 今般の基準改定においては、「住宅・土地統計調査」（平成 15 年）など、毎年の確報、確々報推計時には利用できなかった基礎統計や、一部基礎統計の遡及改定結果も推計に反映させる。

### 3. 主な推計方法の見直し

#### (1) 国内総生産系列（実質値）への連鎖方式の導入

国民経済計算における実質化手法に関し、国内総支出系列については平成 16 年 12 月に連鎖方式を導入済みであるが、国内総生産系列についても連鎖方式を導入する（フロー編「経済活動別国内総生産」及び「経済活動別の国内総生産・要素所得」）。採用する連鎖方式は、実質値については前暦年基準ラスパイレス型、デフレーターについては前暦年基準パーシェ型であり、参照年（デフレーター＝100 となる年）は平成 12 年とする。また、付加価値の実質値を算出する手順として、ダブル・デフレーション法（実質産出額と実質中間投入額の差をもって実質付加価値額とする方法）を引き続き用いる。（考え方の詳細については、国民経済計算調査会議 第 7 回基準改定課題検討委員会 資料 2 ([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/050614/ki\\_jungiji.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/050614/ki_jungiji.html)) を参照されたい。）

なお、従来の固定基準年方式による国内総生産系列も公表する。

#### (2) コンピュータ・ソフトウェア産出額の推計方法の改定及びパッケージ型ソフトウェアの取得の総固定資本形成への計上

コンピュータ・ソフトウェア（注 4）の産出額について、推計精度向上の観点から、「受注型」及び「パッケージ型」に分け、さらに「パッケージ型」を「業務用パッケージ」、「ゲームソフト」、「その他のソフト」に分けて推計する。

また、従来は「受注型」のみが総固定資本形成に計上されていたが、新たに「パッケージ型」の取得についても総固定資本形成にも計上する（注 5）。

（注 4）コンピュータ・ソフトウェアは、下記の 3 つに大別することができる。

このうち、インハウス型については、基礎統計の制約等により、現状では推計を行っていない。

- ・受注型（オーダーメイドで外部に委託開発して購入したソフト）
- ・パッケージ型（一般に市場で購入される既成ソフト）
- ・インハウス型（自社や政府内で開発されたソフト）

（注 5）「ゲームソフト」の国内需要分は家計最終消費支出のみに計上され、総固定資本形成には含まれない。

#### (3) 帰属家賃の推計方法の改定

「持ち家の帰属家賃」について、持ち家と借家の属性・環境要因等の違いを考慮するよう推計方法を改定する。具体的には、基準となる年次（平成 10、15 年など）の計数について、同等な属性等を有する借家の家賃を直接持ち家の家賃へ対応させる直接外挿法を採用し、考慮する属性は、「所在地（都道府県別）」、「構

造（木造／非木造）」、「建築時期（7区分）」とする。（考え方の詳細については、国民経済計算調査会議 第7回基準改定課題検討委員会 資料4 ([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/050614/ki\\_jungiji.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/050614/ki_jungiji.html)) を参照されたい。）

#### (4) 一般政府の固定資本減耗の推計方法の改定

道路、ダム等の社会資本に係る固定資本減耗について、ストック勘定における計数と整合させるため、フロー勘定における計数の推計方法を93SNA勧告に適合するよう改定する。具体的には、推計の基礎となる名目投資額を取得価格（簿価ベース）で評価している現行の推計方法に代えて、ストック勘定の推計から算出される再調達価格（時価ベース）による名目時系列データを用いる方法（取得時の名目投資額に直近時までの価格変化率を乗じて再調達価額を推計）を採用する。（考え方の詳細については、国民経済計算調査会議 第8回基準改定課題検討委員会 資料3 ([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/051031/ki\\_jungiji.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/051031/ki_jungiji.html)) を参照されたい。）

#### (5) 民間企業設備の需要側補助系列（四半期推計）における非金融法人の設備の推計方法の改定

民間企業設備の需要側補助系列推計には「四半期別法人企業統計調査」を基礎統計として用いているが、当該調査は標本調査であることから、年度毎の標本替えや毎期の回答企業の差に伴う断層を調整した上で利用している。現行では全ての資本金階層を一括して調整しているが、より精緻な断層調整を行うため、資本金階層別に調整を行う方法に変更する。（考え方の詳細については、国民経済計算調査会議 第8回基準改定課題検討委員会 資料4 ([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/051031/ki\\_jungiji.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/051031/ki_jungiji.html)) を参照されたい。）

#### (6) 家計最終消費支出の需要側補助系列（四半期推計）における農家世帯推計の廃止

現行では、家計最終消費支出の需要側補助系列は、2人以上非農家世帯、単身非農家世帯、農家世帯の3つの世帯区分ごとに推計している。従来、農家世帯の消費支出の推計には「農業経営動向統計月別収支」を基礎統計として用いていたが、同調査が平成16年1月以降改編され、必要なデータが把握できなくなったことを踏まえ、2人以上世帯（農家世帯を含む）と単身世帯（農家世帯を含む）の2区分により需要側補助系列の推計を行う。（考え方の詳細については、国民経済計算調査会議 第8回基準改定課題検討委員会 資料5 ([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/051031/ki\\_jungiji.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/051031/ki_jungiji.html)) を参照されたい。）

## (7) 生命保険産出額の推計方法の改定

生命保険産出額は次式により推計されるが、「平成 14 年度国民経済計算」（平成 13 年度確々報値）以降、民間生命保険会社について下記の改定を行っている。今次基準改定においては、当該改定の考え方を生命保険全体に適用するとともに、平成 12 年度以前にも適用して遡及改定を行う。

「産出額」

＝「受取保険料」－「支払保険料」＋「財産運用純益」－「準備金純増額」

### ①財産運用純益（「財産運用益」－「社員配当金額」）について

「社員配当金額」として、従来適用していた「社員配当金総額」に代えて「財産運用益を源泉とする社員配当金」を適用。

### ②準備金純増額について

「準備金純増額」の推計対象から、剰余金処分のための準備金である「社員配当準備金純増額」を除外。

## (8) フロー編付表「一般政府の部門別勘定」の修正について

今般の推計作業の中で、取扱いに修正すべき点が判明した以下の項目等について、平成 8 年度に遡って修正を行う。

- ・老人医療給付費負担金（中央政府から地方政府への二重計上を修正）
- ・日本国有鉄道清算事業団の承継国債償還額（中央政府から産業への資本移転を修正）：平成 15 年度
- ・本州四国連絡橋公団の債務一部減免（中央政府から産業への資本移転として計上）：平成 15 年度
- ・中小企業総合事業団（旧中小企業金融公庫、うち信用保険部門）への政府出資金（準備金）の減額分（中央政府から産業への資本移転として計上）：平成 11～15 年度

（以 上）